

# 平成25年度山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ（東京）」での『トライアル販売』商品の募集について

山形県では、県産品の商品力向上を目指し、東京・銀座の山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」でトライアル販売を実施いたします。

## 1 トライアル販売とは

山形県内の事業者から募集した県産品を、山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」（以下「プラザ」という。）で、3ヶ月間販売し、そこで得られた情報を事業者にフィードバックすることにより、県内企業の売れる商品づくりを支援するものです。

## 2 トライアル販売期間

トライアル販売期間は3ヶ月を単位とします。

第1期 平成25年7月～9月      第2期 平成25年10月～12月

第3期 平成26年1月～3月

## 3 販売条件

- (1) 山形県アンテナショップ物販部門運営事業者（以下「運営事業者」という。）が委託販売を行います。
- (2) 販売手数料は、トライアル販売価格の20%です。
- (3) トライアル販売商品の納入及び返品等は応募者の負担となります。  
返品等には、販売期間が終了した場合のほか、賞味期限が切れた場合や賞味期限が近づいた場合で運営事業者がやむを得ないと判断した場合を含みます。
- (4) その他の販売条件については、運営事業者と協議していただきます。

## 4 応募商品の要件

次のすべてに該当する商品とします。

- (1) 県産品であること。県産品とは主たる事業所が山形県内に所在する製造業者（加工品の製造を行う農業生産法人等を含む。）が、山形県内で製造した商品。
- (2) 申込時において、発売後3年以内の加工食品であること。
- (3) これまでプラザの特産品販売フロア（イベントコーナーを除く）の通常商品として取り扱っていない商品であること。
- (4) 食品衛生法、JAS法等各種法令等に定められた表示義務等に対応していること。
- (5) JAS法において原産地表示が義務付けられた加工食品については、表示される原材料の原産地が、国内であること。
- (6) 賞味・消費期限が1週間程度以上のもの。
- (7) PL（製造物責任）保険（同等以上の賠償責任保険でも可）に加入していること。
- (8) トライアル販売期間（3ヶ月）安定供給できるものであり、販売数量に著しい限定がなく、山形県内でも一般的に購入できるものであること。
- (9) 運営事業者が試食販売を行う場合に、試食品を提供できること。

## 5 応募者の資格

主たる事業所が山形県内に所在する製造業者

## 6 募集期間

販売期間	第1期 (平成25年7月～9月)	第2期 (平成25年10月～12月)	第3期 (平成26年1月～3月)
募集期間	平成25年4月22日～5月24日	平成25年7月1日～31日	平成25年10月1日～31日

## 7 申込み

トライアル販売の申込みを希望する方は、トライアル販売申込書（様式1～3）に以下の書類を添付のうえ、申込窓口まで提出してください。

- (1) PL保険証書等の写し
- (2) 食品貼付表示の写真（表示内容がわかるように撮影願います）
- (3) 商品の写真（中身、パッケージ）
- (4) 商品のパンフレット
- (5) 会社のパンフレット又は本社・工場等の写真

※トライアル販売品は2商品まで申し込み可能です。（優先順位の高いものから記載してください）

(2)(3)(4)は1商品ごとに提出してください。

### <申込窓口>

山形県商工労働観光部商業・まちづくり振興課 県産品振興担当

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8番1号

電話：023-630-2190

※持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に窓口を持参してください。

※郵送の場合は、募集期限必着とします。

## 8 トライアル販売品の選定

トライアル販売の申込商品の中から以下により、トライアル販売品を選定します。

- (1) 選定するトライアル販売品は、トライアル販売各期につき20商品以下とします。
- (2) 申込者多数の場合は、抽選により選定いたします。
- (3) 1申込者あたりの販売選定商品数は、トライアル販売各期につき1商品限りとします。ただし、申込者が少ない場合は、1申込者あたり2商品採用することがあります。

## 9 トライアル販売品の決定

- (1) 選定したものの中から以下により、トライアル販売品を決定します。
  - ① 施設の制約等から販売することが困難なものでないこと
  - ② 商品の品質及び衛生管理が適正に行われていること
  - ③ 運営事業者と選定された申込者の間で、商品に係る販売条件について合意がなされること
- (2) 県の依頼により、運営事業者から商品内容の確認等の問い合わせがいくことがあります。
- (3) トライアル販売品と決定したときは、申込者に通知いたします。
- (4) 第1期又は第2期においてトライアル販売品とならなかった申込者が、次期への申込みを希望した場合は、当該申込みを次期に繰り越します。
- (5) トライアル販売品となったことがある商品については、再度申し込むことができません。

## 10 トライアル販売の方法

- (1) 決定したトライアル販売品をプラザにおいて3ヶ月間販売します。
- (2) 申込者は、期間中イベントコーナーを活用し、直接、消費者から情報を収集することができます。
- (3) 運営事業者は、販売情報をフィードバックするための試食販売を行うことがありますが、この場合の試食品は申込者負担となります。
- (4) トライアル販売期間中、商品の改善点等について運営事業者が直接アドバイスすることがあります。
- (5) トライアル販売終了後、販売実績等の情報を申込者に通知いたします。
- (6) 販売実績額から販売手数料の20%を差し引いた額をお支払いします。試食用や破損等により販売を行わなかった商品については、販売実績額に含みません。
- (7) トライアル販売品で販売実績が好調なものについては、プラザの通常商品としての販売に考慮します。

## 11 その他

- (1) 申込者は、トライアル期間中において販売を中止しようとするときは、県の承認を受けなければなりません。
- (2) 県は、トライアル販売品において不適切な事由等が認められた場合は、その商品の販売を中止することがあります。

## 12 問い合わせ先

山形県商工労働観光部商業・まちづくり振興課 県産品振興担当

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

TEL：023-630-2190 FAX：023-630-3371

※ 販売条件にかかるお問い合わせ等、県商業・まちづくり振興課ではお答えできない点については、後日、運営事業者より回答させていただくこととなりますのでご了承ください。

※ 問い合わせ時間等は7<申込窓口>※持参する場合と同じ。